

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第58条 計装設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	全般	記載適正化のため、携帯型水位・水温計について、温度計としての代替パラメータを追加した。	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	全般	記載適正化のため、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等 (新) 炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策等	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	58-1	他条文と整合を図り、6.4 計装設備(重大事故等対処設備)の冒頭の基準要求の記載を削除した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	58-2	資料内の記載表現の整合を図るため、(1)監視機能喪失時に使用する設備における記載を以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 主要な設備は以下のとおりとする。 (新) 主要な設備は、以下のとおりとする。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	58-29 添58-50	原子炉圧力容器内の圧力に分類する1次冷却材圧力(広域)の代替パラメータ推定方法の表現を女川実績を反映し、適正化した。 (旧) ③1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器内が飽和状態であれば、… ④1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器内が飽和状態であれば、… (新) ③1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、… ④1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、原子炉圧力容器内が飽和状態にあると想定することで、…	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	58-40 添58-61	記載適正化のため、格納容器バイパスの監視に分類する1次冷却材圧力(広域)の代替パラメータ推定方法について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) ③1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位(狭域)及び主蒸気ライン圧力の傾向監視により蒸気発生器伝熱管破損がないこと及び格納容器再循環サンプ水位(広域)の上昇がないことでインターフェイスシステムLOCAを推定する。 (新) ③1次冷却材圧力(広域)の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位(狭域)及び主蒸気ライン圧力の傾向監視により蒸気発生器伝熱管破損がないこと並びに格納容器再循環サンプ水位(広域)の上昇がないことでインターフェイスシステムLOCAを推定する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	58-45	記載適正化のため、第6.4.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定の注記について、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） ※2：[]は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。 （新） ※2：[]は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性、耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	58-47	記載適正化のため、第6.4.1図 計装設備（重大事故等対処設備）系統概要図（1）（監視機能喪失時に使用する設備）のうち電動弁駆動部の表記について「M（半角）」から「M（全角）」に、図中の1桁の数字について半角から全角に修正し、体裁の統一を図った。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	58-47	記載適正化のため、第6.4.1図 計装設備（重大事故等対処設備）系統概要図（1）（監視機能喪失時に使用する設備）のうち左上の※6について、系統内への注入を示す矢印を追記した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	添58-8	他条文との整合を図り、表2.15.1 計装設備に関する重大事故等対処設備一覧（3/3）における電源設備を最新化した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	添58-13, 29	記載適正化のため、データ伝送設備（発電所内）のうち、データ収集計算機及びデータ表示端末の個数について、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） <u>1</u> 式 （新）一式	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	添58-32	他条文と整合を図るため、（2）確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）（i）要求事項の記載表現を適正化した。（下線部参照） （旧）…接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。 （新）…接続部の方式の統一その他の適切な措置を講じたものであること。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	添58-41	記載適正化のため、表 2.15.8 重大事故等対策における手順の概要について以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 全交流動力電源喪失及び直流電源喪失等が発生した場合は… （新） 全交流動力電源喪失、直流電源喪失等が発生した場合は…	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	添58-66	記載適正化のため、表2.15.10 代替パラメータによる主要パラメータの推定の注記について、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） ※2：[]は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性又は耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。 （新） ※2：[]は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの常用計器（耐震性、耐環境性等はないが、監視可能であれば発電用原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.15 計装設備【58条】（SA58 r.10.0）	添58-68	記載適正化のため、図2.15.3 計装設備（重大事故等対処設備）系統概要図（1）（監視機能喪失時に使用する設備）のうち電動弁駆動部の表記について「M（半角）」から「M（全角）」に、図中の1桁の数字について半角から全角に修正し、体裁の統一を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.15 計装設備【58条】(SA58 r.10.0)	添58-68	記載適正化のため、図2.15.3 計装設備(重大事故等対処設備)系統概要図(1)(監視機能喪失時に使用する設備)のうち左上の※6について、系統内への注入を示す矢印を追記した。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	全般	記載適正化のため、携帯型水位・水温計の温度の計測範囲を追加した。また、温度計としての代替パラメータを追加した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-43~50	他条文と整合を図るため、可搬型設備の接続に係る記載表現を修正した。 (下線部参照) (旧) 接続規格 (新) 接続方式	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-35	誤記訂正のため、データ収集計算機の常設SAの容量欄について、以下のとおり修正した。 (旧)対象外(発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる容量) 類型化区分:/ (新)DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計) 類型化区分:A	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-36	誤記訂正のため、データ表示端末の常設SAの容量欄について、以下のとおり修正した。 (旧)対象外(発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる容量) 類型化区分:/ (新)DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計) 類型化区分:A	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-46	誤記訂正のため、原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)の切り替え性の類型化区分について、以下のとおり修正した。 (旧) Ba2 (新) Ba1	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-49	誤記訂正のため、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの環境条件における健全性の類型化区分について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) Bb C (新) Bd C	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-48	誤記訂正のため、使用済燃料ピット水位(可搬型)の操作性について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) (接続作業:吊込装置等の取り付けは、取付金具を用いて確実に取付けできる) (新) (接続作業:吊込装置等の取り付けは、取付金具を用いて確実に取り付けできる)	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-50	誤記訂正のため、使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の環境条件における健全性の類型化区分について、以下のとおり修正した。 (旧) Bb (新) Bd	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 58条(SA58H r.10.0)	58-1-53	誤記訂正のため、■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号の記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 常設重大事故等対処設備の容量等について (新) 設置場所について	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-2-11	誤記訂正のため、以下の計器の設置高さを修正した。 格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)及び格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) (旧) T.P. 40.2m (新) T.P. 40.6m 格納容器内温度 (旧) T.P. 40.3m (新) T.P. 40.0m	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-3-2	誤記訂正のため、第2図の①の青点線で示す範囲について、演算装置までを含む記載に修正した。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-3-3	誤記訂正のため、第5図の①の青点線で示す範囲について、演算装置までを含む記載に修正した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-3-10	誤記訂正のため、第19図の前増幅器と演算装置をつなぐ黒線を削除した。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-3-10, 11	誤記訂正のため、第19～21図における記載表現を以下のとおり修正した。 (旧) 計測機器 (新) 演算装置	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-4-1	記載適正化のため、第1図 主要設備 概略系統図(1/2)のうち電動弁駆動部の表記について「M(半角)」から「M(全角)」に、図中の1桁の数字について半角から全角に修正し、体裁の統一を図った。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-4-1	記載適正化のため、第1図 主要設備 概略系統図(1/2)のうち左上の※6について、系統内への注入を示す矢印を追記した。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-5-1	記載適正化のため、女川実績を反映し目次を削除した。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-7全般	技術的能力1.0のアクセスルート図に合わせて最新化を行った。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8全般	他条文と整合を図り、マスキング箇所の適正化を実施した。	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-2	誤記訂正のため、第1図1次冷却材温度を利用した原子炉圧力容器内温度の推定における炉心損傷判断温度について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 約350℃ (新) 350℃	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-8-3	本文第6.4.3表の内容と整合を図るため、推定の評価のうち〔誤差による影響について〕の7行目以降の記載を以下の表現に修正した。（下線部参照） （旧） 代替パラメータ（炉心出口温度（自主対策設備））による推定は、1次冷却材温度（広域－高温側）と炉心出口温度（自主対策設備）は、炉心冠水状態から炉心損傷を判断する時点（350℃）では温度に大きな差はなく、操作判断に与える影響は軽微であり、計器誤差を考慮した上で対応することにより重大事故等時の対策を実施することが可能である。 （新） 代替パラメータ（炉心出口温度（自主対策設備））による推定では、1次冷却材温度（広域－高温側）と炉心出口温度（自主対策設備）は、炉心冠水状態から炉心損傷を判断する時点（350℃）において、 <u>1次冷却材温度（広域－高温側）の方がやや低い値を示すものの温度に大きな差はなく</u> 、操作判断に与える影響は軽微であり、計器誤差を考慮した上で対応することにより重大事故等時の対策を実施することが可能である。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-8- 3, 6, 13, 23, 30, 32, 37, 45, 50, 54, 56, 60, 66, 77, 89, 93	記載適正化のため、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等 （新） 炉心損傷防止対策、 <u>格納容器破損防止対策等</u>	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-8-4	誤記訂正のため、推定方法の2行目の記載について、本文第6.4.3表の表現にあわせて以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 原子炉圧力容器内の圧力の主要パラメータである1次冷却材圧力（広域）の監視が不可能となった場合には、加圧器圧力（自主対策設備）が <u>使用可能</u> であれば、… （旧） 原子炉圧力容器内の圧力の主要パラメータである1次冷却材圧力（広域）の監視が不可能となった場合には、加圧器圧力（自主対策設備）が <u>監視可能</u> で計測範囲内であれば、…	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-8-10, 11	誤記訂正のため、Tsatの「sat」を下付きに修正した。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-8-10	誤記訂正のため、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧）原子炉圧力容器内水位の <u>推移</u> の推定 （新）原子炉圧力容器内の <u>水位</u> の推定	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-8-12	誤記訂正のため、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧）原子炉圧力容器内水位 （新）原子炉圧力容器内の <u>水位</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-12	誤記訂正のため、推定の評価のうち②の3行目以降の記載を以下の表現に修正した。(下線部参照) (旧) …による推定方法は、原子炉容器内水位の計測が不可能となった場合の炉心冠水操作時における… (新) …による推定方法は、原子炉 <u>压力容器内</u> の水位の計測が不可能となった場合の炉心冠水操作時における…	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-14, 24, 90	誤記訂正のため、〔B-格納容器スプレイ流量〕及び〔格納容器スプレイ流量〕の計測範囲、設計基準の単位について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) m ³ /h/台 (新) m ³ /h	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-20	記載適正化のため、第11図中の記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) ※原子炉下部キャビティ室 (新) ※原子炉下部キャビティ	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-20, 27, 44, 49	他条文と整合を図り、原子炉格納容器の水位と水量の相関を示す第11, 14, 23, 26図を修正した。	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-38	記載適正化のため、第18図のうち温度について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 130℃ (新) 約130℃	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-56, 60, 65, 66, 93, 103	誤記訂正のため、計装設備の計器誤差を以下のとおり修正した。(「(参考) 第1表 計装設備の計器誤差について」に合わせた。) 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) (旧) $4.7 \times 10^{-1} \sim 1.8 \times 10^7 \mu\text{Sv/h}$ (新) $4.7 \times 10^{N-1} \sim 1.8 \times 10^N \mu\text{Sv/h}$ (N: 2 ~ 7) 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) (旧) $4.7 \times 10^2 \sim 1.8 \times 10^8 \text{mSv/h}$ (新) $4.7 \times 10^{N-1} \sim 1.8 \times 10^N \text{mSv/h}$ (N: 3 ~ 8) 中間領域中性子束 (旧) $5.4 \times 10^{-12} \sim 1.9 \times 10^{-3} \text{A}$ (新) $5.4 \times 10^{N-1} \sim 1.9 \times 10^N \text{A}$ N: -11 ~ -3 中性子源領域中性子束 (旧) $6.6 \times 10^{-1} \sim 1.6 \times 10^6 \text{cps}$ (新) $6.6 \times 10^{N-1} \sim 1.6 \times 10^N \text{cps}$ N: 0 ~ 6 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (旧) $6.4 \text{nSv/h} \sim 1.5 \times 10^9 \text{nSv/h}$ (新) $6.4 \times 10^{N-1} \sim 1.5 \times 10^N \text{nSv/h}$ N: 1 ~ 9	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-67, 69, 73	誤記訂正のため、(o) 主要パラメータの代替パラメータ(他チャンネル及び他ループを除く)による推定方法について(最終ヒートシンクの確保)における記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 格納容器内自然対流冷却系 (新) 格納容器内自然対流冷却	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-67, 68, 71, 74	誤記訂正のため、(o) 主要パラメータの代替パラメータ(他チャンネル及び他ループを除く)による推定方法について(最終ヒートシンクの確保)における記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 蒸気発生器2次側冷却系 (新) 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-94	他条文との整合を図り、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計の計測範囲を修正した。(下線部参照) ・携帯型水位計 (旧) T.P.29.29m~T.P.33.10m (新) 0.6~16m ・携帯型水位・水温計 (旧) T.P.29.29m~T.P.33.10m (新) 30m 0~100℃	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-97, 99, 100, 101, 102, 103	自主対策設備の主要パラメータである「使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピットエリアモニタ、携帯型水温計、携帯型水位計、携帯型水位・水温計」について、推定方法及び推定の評価を追記した。	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-8-101	記載適正化のため、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの推定の評価のうち①〔使用済燃料ピットエリアモニタ〕について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピットエリアモニタ(自主対策設備)による推定方法は、放射線量率と水位の関係を利用し必要な水位が確保されていることを推定できることから、使用済燃料ピットの監視を行う上で適切である。 (新) 使用済燃料ピットエリアモニタ(自主対策設備)による推定方法は、使用済燃料ピットの放射線量率を計測することができ、使用済燃料ピットの監視を行う上で適切である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-10-6	記載適正化のため、表58-10-4 重大事故等時における耐環境条件について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 設置場所欄 使用済燃料ピット事故時 (新) 設置場所欄 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故時 (旧) ※4 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA及び蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故時)及び使用済燃料ピット事故時の周辺補機棟及び原子炉補助建屋等の環境への影響が大きく、必要な設備が限定される事象については、個別に設定する。 (新) ※4 格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA及び蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故時)及び使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故時の周辺補機棟、原子炉補助建屋等の環境への影響が大きく、必要な設備が限定される事象については、個別に設定する。 (旧) ※8 インターフェイスシステムLOCA時、使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故時、蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故時に使用されるが、それらの事故の影響を受けない設備又はそれらの事故以外の事故時に使用が期待される設備の、周辺補機棟及び原子炉補助建屋等の設置箇所。 (新) ※8 インターフェイスシステムLOCA時、使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故時、蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故時に使用されるが、それらの事故の影響を受けない設備又はそれらの事故以外の事故時に使用が期待される設備の、周辺補機棟、原子炉補助建屋等の設置箇所。	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-11全般	他条文と整合を図り表58-11-2が増えたため、表の総数を56に変更した。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-11-2	他条文における変更を反映し、表58-11-1を最新化した。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-11-32, 33, 35	他条文と整合を図り、有効性評価 7.2.1.1 雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧破損)のシナリオ内における、水素濃度監視を行う際に期待する設備を追加した。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-11-57	他条文と整合を図り、有効性評価 7.4.3 原子炉冷却材の流出のシナリオ内における期待する設備として「1次冷却材圧力(広域)」を追加した。	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r.10.0)	58-12-44	記載適正化のため、(3) 温度計測体制の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) …必要な要員を配置し、教育・訓練等を実施する。 (新) …必要な要員を配置し、教育、訓練等を実施する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-12-45	記載適正化のため、第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却時の出入口温度及び第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線について、格納容器再循環ユニットの粗フィルタを取り付けた場合のデータから粗フィルタを取り外した場合のデータへ変更した。 （粗フィルタを取り外した場合の方が可搬型温度計測装置で計測する冷却水温度の変動範囲が大きくなるため、可搬型温度計測装置の把握能力を示す上で適切である。粗フィルタを取り外した場合のデータを使用することは大飯と同様。）	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 58条（SA58H r.10.0）	58-12-48	記載適正化のため、以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 原子炉圧力容器の水位を推定する手順等（手順、計測機器 <u>及び</u> 装備等）を整備… （新） 原子炉圧力容器の水位を推定する手順等（手順、計測機器 <u>、</u> 装備等）を整備…	